

30 君高支第84号  
平成30年4月16日

指定居宅介護支援事業者 代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の制定について（通知）

平素から、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等については、平成30年4月1日から市町村が実施することとされるとともに、事業者が遵守すべき事業の人員及び運営に関する基準については、市町村の条例で定めることとされております。

これに伴い、本市では平成30年4月1日に「君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を施行いたしました。

その内容については、下記のとおりとなりますので、各事業者様におかれましては適切なお対応をお願い申し上げます。

## 記

### 1 概要

市町村が定める条例については、国が定める基準に従い、又は参酌して定めることとされております。

本市では、この条例について、原則、国が定める基準と同内容としつつ、「3 独自基準について」のとおり一部独自の基準を規定しております。

### 2 国の基準の一部改正による規定

国の基準については、平成30年4月1日に一部改正されております。

本市では、国の基準の一部改正を踏まえて条例を制定しており、一部改正された基準の内容は、次のとおりとなります。

#### (1) 医療と介護の連携の強化

ア 入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。

#### イ 平時からの医療機関との連携促進

利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合等においては、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付することを義務づける。

また、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。

#### (2) 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

著しい状態の変化を伴う、末期の悪性腫瘍の利用者については、主治医等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等により、ケアマネジメントプロセスを簡素化する。

#### (3) 質の高いケアマネジメントの推進

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任介護支援専門員であることを管理者の要件とする。（※ 経過措置として、平成33年3月31日までは、介護支援専門員を管理者とすることができる。）

#### (4) 公平中立なケアマネジメントの確保

利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。

#### (5) 訪問回数の多い利用者への対応

訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市にケアプランを届け出ることとする。（※ 平

成30年10月1日から実施)

(6) 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が、障害者総合支援法に規定する「特定相談支援事業者」との連携を務める必要がある旨を明確化する。

3 独自基準について

(1) 暴力団の排除について

指定居宅介護支援等の事業について、暴力団の介入を排除する規定を設ける。

(2) 居宅介護支援等の提供に関する記録の保存期間

国の基準では、居宅サービス計画、アセスメント記録等の記録の保存期間については、その完結の日から2年間としているが、条例では、その完結の日から5年間と規定する。(※ これらの記録が介護報酬の請求に係るものであり、事業者が行った報酬請求について市が返還請求を行う場合、その時効が最高5年であるため。)

4 その他

上記基準の改正のほか、介護報酬においても各種加算が新設され、2(4)については、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが可能であることや、利用者が居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができることについて文書を交付して説明を行っていない場合には、報酬の減算対象となることが示されていることから、併せてご留意くださいますようお願い申し上げます。(※ 詳しくは、介護報酬改定に係る国の関連通知、平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)問131をご覧ください)

(問い合わせ先) 君津市保健福祉部

高齢者支援課介護事業支援係

TEL : 0439-56-1736

FAX : 0439-56-1220